

町田市子どもクラブ 指定管理者募集要項

町田市（以下「市」という。）が設置する子どもクラブについて、地方自治法第244条の2及び町田市子どもセンター条例第8条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下の規定に従って募集します。

1 施設概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

名 称	成瀬子どもクラブ
所 在 地	町田市西成瀬二丁目49番4号
開設年月日	2026年3月20日（予定）
建 物 構 造	混構造 2階建て（1階RC造、2階木造）
建 物 規 模	延床面積526.84㎡
主 要 施 設	事務室（休憩室、給湯室含む）、遊戯室、集会室、乳幼児室（授乳スペース含む） ※詳細は「参考資料1_成瀬子どもクラブ平面図」を参照

2 指定期間

2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間

3 管理運営の基本方針

指定管理者は、本施設の設置目的や特性を理解し、本施設の管理において創意工夫のある企画や効率的・効果的な管理運営を行うとともに、本施設利用者の多様なニーズに応じて質の高いサービスの提供を図り、行政の代行者としての基本姿勢に立って適正な管理水準を確保し、市民の信頼に応えなければなりません。

なお、本施設の管理運営にあたっては下記の点に留意してください。

- （1）市民の福祉の増進を目的に設置された公の施設としての役割を十分に認識し、誰もが利用しやすい施設の管理運営に努めること。
- （2）町田市子どもマスタープランを踏まえて、子どもが心身ともに安心して集える場、遊びや成長・発達の拠点、子どもの自発的な活動への支援を行う施設とすること。

- (3) 地域・学校・家庭と協力・連携しながら、地域社会に親しまれる施設とすること。
- (4) 多様化する市民ニーズに応え、質の高い利用者サービスの提供に努めること。
- (5) 効率的な管理・運営により、公の施設としての意義を損なわない範囲で経費の節減に努めること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 町田市子どもセンター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- イ 子どもクラブの使用の承認に関すること。
- ウ 子どもクラブの施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、市長が指定した業務

※ 詳細は「町田市子どもクラブ業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）の「5 指定管理者が行う業務」を参照してください。

(2) 自主事業

自主事業とは、指定管理者が市の承認を得て、魅力ある事業を独自に展開するものです。指定管理者は、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができます。

5 管理基準

指定管理者は、町田市子どもセンター条例に沿って、本施設の管理運営を行います。指定管理者が行う管理基準の詳細は、仕様書の「5 指定管理者が行う業務」を参照してください。

なお、条例等が指定期間前及び指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施してください。

6 指定管理料

指定管理業務にかかる経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は下表のとおりとします。なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案額を保証するものではありません。

りません。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

年 度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
金 額	3,465万円	3,526万円	3,589万円	3,653万円	3,718万円

【参考】指定管理料算出の考え方

指定管理料＝指定管理業務の経費（施設の管理運営費）－雑収入・寄付等の収入（見込額）

7 応募資格に関する事項

（１） 応募の資格

児童館、学童保育クラブ、認可保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等を有する団体であること。（以下「団体」という。）

※共同事業体の場合は、上記の実績を有する団体等が含まれていること。

（２） 欠格事項

応募する団体は、次の事項のいずれにも該当しない団体に限ります。

- ア 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている団体
- イ 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している団体
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- エ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である団体
- オ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取り消しを受けた団体
- カ 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体

（３） 共同事業体による応募

- ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めてください。
- イ 単独で応募した団体は、同時に共同事業体による応募の構成員（構成団体）とな

ることはできません。

ウ 共同事業体による応募において、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

エ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めません。

オ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は、応募できません。

8 指定までのスケジュール

募集要項等の公表	4月 1日（火）
説明会の申込期間	4月 4日（金）～ 4月 9日（水）
説明会	4月10日（木）
質問の受付期間	4月11日（金）～ 4月15日（火）
質問への回答	4月23日（水）
応募書類の提出期間	4月28日（月）～ 5月 7日（水）
一次審査（書類選考）	5月 8日（木）～
二次審査（選考委員会等）	7月 7日（月）を予定
最終審査（市の選定会議）	7月中旬以降
候補者の選定結果通知	8月上旬以降
指定管理者の指定通知	10月上旬以降

9 応募手続

（1）募集要項等の公表

募集要項、業務仕様書、応募書類の指定様式及びその他の参考資料等は、市ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布はしていません。

市ホームページ＞市政情報＞指定管理者制度＞指定管理者の募集情報の公表

（2）説明会

本募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している団体はできる限り参加してください。

ア 開催日時 2025年4月10日（木）14：00～15：00

イ 開催場所 市庁舎9階 会議室9－3

ウ 申込方法 2025年4月9日（水）午後5時までに募集要項別紙1の参加申込書により、FAX又は電子メールでお申込みください。

- エ その他 会場の都合により説明会への参加は各団体2名以内とさせていただきます。また、市ホームページより募集要項・業務仕様書を印刷し、お持ちください。

(3) 質問及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、質問は説明会に参加した団体に限ります。

- ア 受付期間 2025年4月11日（金）から4月15日（火）17時まで
- イ 質問の方法 募集要項別紙2「成瀬子どもクラブ指定管理者募集に関する質問書」を電子メールで送付してください。メールの件名は「【成瀬子どもクラブ】質問について（団体名）」としてください。
- メールアドレス mcity7460@city.machida.tokyo.jp
- ※電話や来訪等、口頭による質問は、受け付けません。
- ウ 質問の回答 2025年4月23日（水）に町田市ホームページに掲載します。
- 質問への回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、町田市ホームページで周知します。

(4) 応募書類の受付

【別紙】添付書類一覧、【別紙】事業計画記載要領、【別紙】提出方法とプレゼンテーションについてのとおり、申請書に必要書類を添えて、提出期間内に直接持参してください。

提出期間内に、所定の書類が整わなかった場合は、原則、受付はできません。内容を確認の上、期限にゆとりを持って提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

- ア 提出期間
- 2025年4月28日（月）から5月7日（水）まで
- 受付は9時から17時まで（12時から13時までは除く）
- イ 提出場所
- 町田市森野2丁目2番22号 市庁舎2階202番窓口
- 町田市子ども生活部児童青少年課

電話 042-724-4097（直通）

※応募書類には、個人が特定される氏名や顔写真等の個人情報に該当するものは掲載しないようにしてください。ただし、応募書類に掲載することについて、本人の承諾を得ている場合を除きます。その場合には、承諾を得ている旨を記載してください。

※応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

10 応募にかかる留意事項

（１） 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

（２） 応募内容の変更禁止

応募書類の受付期間後は、提出された書類の内容を変更・追加することはできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（３） 複数提案の禁止

応募は、一団体につき一案とし、複数の提案はできません。

（４） 応募者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。

（５） 情報公開請求への対応

応募書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

（６） 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

（７） 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

（８） 接触の禁止

応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員や市担当の職員と接触することを禁じます。

（９） 不正な行為

応募書類に虚偽又は不正があったと認めたとき、その他不正な行為があったと認めたときは、選定対象から除外します。

1 1 選定手続

(1) 書類選考による一次審査

応募者が4団体以上の場合は、子ども生活部（以下、「施設所管部」という。）で書類選考による第一次審査を行い、上位3団体を選定し、選定された応募者の事業計画書等を「町田市指定管理者候補者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）に提出します。なお、第一次審査の審査方法については、選考委員会による選考の方法と同様です。

応募者が3団体以下の場合は、書類選考は実施せず、資格審査のみを行い、資格のある全ての応募者の応募書類の副本を選考委員会に提出します。

(2) 選考委員会等による二次審査

学識経験者など4名で構成する選考委員会及び施設所管部において、応募者からの提案内容を評価します。なお、選考委員会では、応募者からのプレゼンテーション、委員によるヒアリング、及び、応募書類等をもとに選定項目ごとに評価します。

※選考委員会の日時、場所等については、一次審査を通過した応募者に対して、電子メールで通知します。

(3) 市の選定会議による最終審査

施設所管部は、子ども生活部選定会議において、選考委員会及び施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価反映点を加えた総合選定得点が最も高かった応募者を指定管理者の候補となる者（以下「指定管理者候補者」という。）に選定します。

1 2 選定基準

(1) 選定項目及び視点

下表の選定項目及び視点に基づき、各項目について1点から5点までの5段階により算定します。次に、選定項目の重要度に応じて設定する係数を乗じます。

なお、施設所管部は選定項目8（うち「市内従業員の雇用率」）、10及び11を採点し、選考委員会はそれ以外の項目を評価します。選定項目1、7、10、11は特に重要な項目として評価します。

区分	No	選 定 項 目	視 点
サービスの質	1	利用者サービス向上策	・ 取組は施設の設置目的に合ったもので、独自のアイデアによって利用者満足度の向上や利用者数の増加につながる取組か
	2	自主事業	・ 取組は施設の設置目的に合ったもので、独自のアイデアによって利用者満足度の向上や利用者数の増加につながる取組か ・ 本来の指定管理業務へ影響を及ぼすものでないか
	3	利用者意見の収集（利用者満足度調査等）	・ 利用者満足度調査は利用者全般から広く意見等を収集できる方法となっているか ・ 要望の受付は匿名性を担保できており、随時受け付ける体制となっているか ・ 利用者満足度調査の結果や受付けた要望を、施設の管理・運営に反映させる体制となっているか
施設運営・管理	4	施設運営	・ 設置目的や市の計画に沿った運営・管理が実施されるか ・ 利用者が施設を平等に使用できる環境が整備されるか
	5	情報管理	・ 情報公開についての受付窓口、対応フロー、審査体制が整備されているか ・ 個人情報保護・情報セキュリティに関し、物理的・電子的なセキュリティが施されているか
	6	安全管理	・ 防災・防犯及び安全管理の体制が取れているか ・ 災害や事故発生時の対応の体制が取れているか
	7	人的安定性	・ 職員の配置人数は仕様書で定める条件を満たしているか ・ 職員の採用に関する取り組みは十分か ・ 職員の指導育成を行う体制が取れているか
	8	地域貢献（市内従業員の雇用率、地域団体等との連携）	・ 市内従業員の雇用率は妥当か ・ 地域貢献に寄与するような地域住民や団体との協働の取組は十分か ・ 市内事業者への発注は十分か （障がい福祉施設等からの物品・役務の調達含む）
	9	環境配慮	・ 節水・節電や3R推進などの環境配慮の体制・取組は取れているか
	10	類似施設の管理実績	・ 類似施設の管理実績は十分か ・ 施設を運営・管理する能力は十分か
財 収 務 支	11	提案金額	・ 市が示した上限額に対して提案金額は適切か ・ 市が示した上限額の範囲内の金額であるか

12	収支の適正性	・ 指定管理業務の収支計画は適正か (事業計画に見合う経費が適切に計上されているか、指定管理業務以外の関係ない経費が計上されていないかなど)
13	財務の安全性 (指定管理者本部)	・ 団体の財務状況は健全か

(2) 最低選定基準

応募者の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定管理者候補者として選定しないこととします。

- ・ 選考委員会の委員の平均得点と、施設所管部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60％に満たなかった場合
- ・ 過半数の選考委員の採点又は施設所管部での採点において、最低評価「1」の選定項目があった場合

(3) 同点の場合

以上の結果、同点であった場合は、係数の高い項目において高得点であった団体を指定管理者候補者とします。それでもなお、同点である場合は、提案金額が一番低かった団体を指定管理者候補者に選定します。

1.3 指定管理者候補者決定後の手続

(1) 指定管理者候補者の選定結果

指定管理者候補者の選定は、7月中旬以降の予定です。結果については、二次審査対象者全員に文書で通知します。

(2) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定管理者候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

(3) 指定管理者の決定

指定議案が可決した場合は、10月上旬以降に、指定通知を文書で送付します。

(4) 協定書の締結

指定管理者を指定した後、速やかに指定期間全体の「基本協定書」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定書」を締結します。

また、事業計画において提案された内容については、原則としてそのまま実施することとしますが、選考委員会で意見が付された事項や事業計画の詳細については、改めて協議するものとします。提案した内容が一部でも認められなければ申請を辞退する場合は、必ずその旨を事業計画書の最後部に明示してください。

1.4 問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課青少年係

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-4097 FAX 050-3101-8380